

葉山町通所介護施設条例を廃止する条例

葉山町通所介護施設条例（平成12年葉山町条例第8号）を次のように廃止する。

（別紙）

令和2年11月26日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

町が設置する通所介護施設を廃止することに伴い、提案するものであります。

葉山町条例第 号

葉山町通所介護施設条例を廃止する条例

葉山町通所介護施設条例（平成 12 年葉山町条例第 8 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

条例の概要

題 名

葉山町通所介護施設条例を廃止する条例

1 趣 旨

町が設置する通所介護施設を廃止することに伴い、条例を廃止することとした。

2 内 容（廃止する施設の概要）

名称 葉山町通所介護施設

位置 葉山町堀内 2200 番地

目的 在宅の高齢者等に対し、通所による各種のサービスを提供することにより、居宅生活の支援を図る。

3 施行期日

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行することとした。